

平成28年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター財務諸表の概要

- 1 東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)の財務諸表の取扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
- (1)法人は、毎事業年度の終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3)設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4)法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成28年度財務諸表の概要及び相互関連図

キャッシュフロー計算書 (会計期間の活動区分別資金の流れ) (百万円)		貸借対照表 (期末日の財政状態) (百万円)		損益計算書 (会計期間の運営状況) (百万円)		行政サービス実施コスト計算書 (都民負担に帰すべきコスト集約) (百万円)	
<支出> 18,326 [18,722]	<収入> 19,849 [17,656]	<資産> 37,523 [38,486]	<負債> 20,316 [21,307]	<営業費用> 18,944 [18,170]	<営業収益及び 営業外収益> 18,862 [17,827]	<損益計算書上 の費用> 18,948 [18,329]	<自己収入等> 13,833 [13,223]
人件費の増 +1,898 材料費の増 +441 定期預金の預入 ▲3,000	業務活動 (18,830) 投資活動 (1,001) 財務活動 (17)	固定資産 (28,483) 流動資産 (9,040) 現金及び預金を 除く流動資産 (2,291) 現金及び預金 (6,749)	固定負債 (16,036) 流動負債 (4,280) <純資産> 17,207 [17,179] 資本金 (9,410) 資本剰余金 (8,383)	医業費用 (15,795) 研究事業費用 (2,363) 一般管理費 (786) 〔減価償却費〕 (2,304)	運営費負担金等 に基づく収益以外の収 益 (14,018) 運営費負担金等 (4,843)	業務費用 5,115	業業収益の 増 +595 運営費負担 金等 の増 +359
業務活動 (17,199) 投資活動 (303) 財務活動 (824)	定期預金の 払戻 +1,000 医業・研究 収入の増 +710 運営費負 担金等の 増 +359	定期預金 3,002 現金・普通預金 (3,747)	前期繰越欠損金 (▲499) 当期総損失 (▲86)	繰越 欠損金 ▲586	〔減価償却費〕 (2,304)	業務費用 5,115	業業収益の 増 +595 運営費負担 金等 の増 +359
期末残高 3,747 [2,224]	期首残高 2,224 [3,290]			<臨時損失> 3 [158]	<当期総損失> 86 [501]	<機会費用> 228 [321]	<行政サービス 実施コスト> 5,342 [5,426]

※[]内は、27年度

※百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。